

## 平成 29 年中津川市議会（9 月定例会）議員提出議案について

平成 29 年中津川市議会（9 月定例会）最終日の本会議において、議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

### ■ 件名

- ・ 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- ・ 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について
- ・ 合併特例債発行期限の再延長を求める意見書について
- ・ 北朝鮮によるミサイル発射・核実験問題の解決を求める意見書について

### ■ 上程日

平成 29 年 9 月 25 日（月曜日）

### お問い合わせ先

議会事務局 庶務課 担当者：高木 均

電話：0573-66-1111（内線 503） E-mail: gikai@city.nakatsugawa.lg.jp

議第116号

「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

「全国森林環境税」の創設に関する意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成29年9月25日提出

提出者 中津川市議会議員 三浦 八郎

賛成者 中津川市議会議員 吉村 浩平

賛成者 中津川市議会議員 吉村 久資

賛成者 中津川市議会議員 鈴木 清貴

賛成者 中津川市議会議員 勝 彰

賛成者 中津川市議会議員 柘植 貴敏

## 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

### 記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

また、府県が進めている既存の「環境税」との共存について府県との調整をしっかりと行っていただくこと。さらには、実施主体となる市町村の体制整備の状況を踏まえ、府県と市町村が連携を十分行った上での実施としていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

中 津 川 市 議 会

議第117号

「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について

「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成29年9月25日提出

提出者 中津川市議会議員 三浦 八郎

賛成者 中津川市議会議員 吉村 浩平

賛成者 中津川市議会議員 吉村 久資

賛成者 中津川市議会議員 鈴木 清貴

賛成者 中津川市議会議員 勝 彰

賛成者 中津川市議会議員 柘植 貴敏

## 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、国土強靱化の面からも、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保するため、その整備・充実が求められます。

しかしながら、本市の道路整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

また、2027年開業予定のリニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及させ、活かすための2次的交通手段としての道路整備を着実に実施していく必要があります。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることとなります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く要望します。

### 記

1. 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

中 津 川 市 議 会

議第118号

合併特例債発行期限の再延長を求める意見書について

合併特例債発行期限の再延長を求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成29年9月25日提出

提出者	中津川市議会議員	三浦 八郎
賛成者	中津川市議会議員	吉村 浩平
賛成者	中津川市議会議員	吉村 久資
賛成者	中津川市議会議員	鈴木 清貴
賛成者	中津川市議会議員	勝 彰
賛成者	中津川市議会議員	柘植 貴敏

## 合併特例債発行期限の再延長を求める意見書

合併特例債は元利償還金の7割が、普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債であり、合併市町村においては新市町村建設計画に位置付けられた新市町村の一体性の速やかな確立、均衡ある発展に資する事業に活用してきており、合併市町村にとって欠くことのできない貴重な財源の一つとなっています。

また、新市町村建設計画に位置付けられた事業の推進は、地方から日本を元気にする地方創生の実現にも資するものであります。

一方、多くの合併市町村においては、合併特例期間の終了に伴って「普通交付税の段階的な削減」の影響により、財源確保に苦しむ厳しい状況に直面しています。

このように、一般財源が大きく減少するなかであっても、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題の解決に向けた事業を計画的に実施していく必要があります。

合併特例債の発行期限は、合併年度及びこれに続く10年度とされていたものが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災団体は10年、その他の団体は5年の延長が特例法により措置されたところですが、合併特例債の発行期限経過後の地方債発行については、交付税措置が僅かしかない起債を余儀なくされる状況にあります。

加えて、近年の建設物価と労務単価は、東日本大震災復興や東京オリンピックの関連事業等の影響により全国的に高止まりしており、全国の合併市町村が発行期限までに合併特例債の発行を「駆け込む」事態となれば、厳しい状況にさらに拍車をかけるおそれがあります。

よって、国におかれては、合併特例債の発行期限をさらに5年間延長されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月25日

中 津 川 市 議 会

議第119号

北朝鮮によるミサイル発射・核実験問題の解決を求める意見書について

北朝鮮によるミサイル発射・核実験問題の解決を求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成29年9月25日提出

提出者 中津川市議会議員 三浦 八郎

賛成者 中津川市議会議員 吉村 浩平

賛成者 中津川市議会議員 吉村 久資

賛成者 中津川市議会議員 鈴木 清貴

賛成者 中津川市議会議員 勝 彰

賛成者 中津川市議会議員 柘植 貴敏



## 北朝鮮によるミサイル発射・核実験問題の解決を求める意見書

9月15日早朝、北朝鮮が事前通告なしに6度目となる日本本土上空を通過する弾道ミサイルを発射し、北海道・襟裳岬東方の太平洋に落下した。

更に、9月3日には、国連決議や6カ国協議共同声明、また、日朝平壤宣言に反して、6回目の核実験を強行した。

これまでも我が国をはじめ国際社会が北朝鮮に対し、再三にわたり自制を求めてきたにもかかわらず、再びミサイル発射、核実験を強行したことは、国民の生命と財産はもとより、我が国の存立を著しく脅かす深刻かつ重大な脅威であるとともに、東アジア地域全体及び国際社会の平和と安定を損ねる暴挙であり、断じて許すことができない。

よって、本市議会は北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に対し、嚴重抗議するとともに、国会及び政府に対し、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心に万全を期し、国際社会と協力して北朝鮮に対し弾道ミサイル発射と核兵器開発を断念させるよう、強い危機感を持って、さらなる外交努力を含め断固たる姿勢で取組むことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月25日

中 津 川 市 議 会